

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1358

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定……………(医務薬務課) 1

告 示

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成28年2月11日から施行する。

平成28年2月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第95号

危険薬物として指定する物

- 1 1-ブチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- 2 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ [2, 3-b] ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類
- 3 2-(8-ブロモ-2, 3, 6, 7-テトラヒドロベンゾ [1, 2-b : 4, 5-b'] ジフラン-4-イル) エタンアミン及びその塩類